

事務連絡  
令和4年9月26日

都道府県民生主管部（局）  
介護保険主管課（部）  
市区町村介護保険主管部局 御中

厚生労働省老健局 介護保険計画課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

### 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料について、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その1）」として、令和4年8月15日付事務連絡にて送付したところですが、別添のとおり、その内容の一部について変更等を行った上で、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の内容を確定することといたしますのでご連絡いたします。

つきましては、貴管内市町村等の担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることがないように特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

本資料につきましては、近日、WAMNETに掲載する予定です。

<照会先> 電話03-5253-1111（代）

【介護報酬改定関係】

老人保健課 野尻、安藤（内線3961）

【介護予防・日常生活支援総合事業関係】

認知症施策・地域介護推進課 石松、濱口、長谷川  
（内線3986）

【インタフェース関係】

介護保険計画課 坂井、朱雀（内線2162）

## <添付資料>

- 本事務連絡には、前回事務連絡（令和4年8月15日付）から変更等があった資料を添付している。
- 資料名の後に「※」のある資料は、前回事務連絡から「（案）」をとる変更のみ、又は、前回事務連絡において赤字等で示した変更箇所を黒字へ変更したのみの資料等であり、内容的に変更がない資料である。（資料名の後ろに「※」のない資料は、前回事務連絡（令和4年8月15日付）の内容から変更がない資料である。）

### I 介護報酬改定関係資料

資料1 介護報酬の算定構造のイメージ※

資料2 介護給付費単位数等サービスコード表（令和4年10月施行版）

- ① サービスコード件数
- ② 介護サービス※
- ③ 介護予防サービス※
- ④ 地域密着型サービス※

資料3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）の一部改正

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正別表※

資料6 介護給付費算定の届出等に係る留意事項について

資料7 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発第31号）の一部改正

- ① 介護給付費請求書等の記載要領について

### II 介護予防・日常生活支援総合事業関係資料

資料3 介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造のイメージ※

資料4 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表※

資料5 介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について

資料9 市町村版 介護予防・日常生活支援総合事業単位数マスタインターフェース  
※

### Ⅲ 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係資料

資料3 介護給付費請求書・明細書及び給付管理票記載例

資料4 国保連合会とのインタフェースの変更について

- ① 国保連合会とのインタフェースの変更点について※
- ② 保険者 IF 帳票レイアウト
- ③ サービス種類コードと体制等状況の関係

	新旧対照表	仕様書・解説書
共通編	共通編	共通編
都道府県編	都道府県編	都道府県編
保険者編	保険者編	保険者編① 保険者編②（変更なし） 保険者編③ 保険者編④（変更なし）
解説書 都道府県編	都道府県編	都道府県編
伝送システム仕様書 （インターネット編）	インターネット編	インターネット編